

令和7年度

危機管理マニュアル

(防火・防災・緊急対応等の計画)

江戸川区立平井小学校

目 次

- I 消防・防災計画
- II 地震警戒宣言に伴う対応措置
- III 災害発生時の避難要項（児童指導用）
- IV 不審者侵入時の措置
- V 事故発生時の救急体制
- VI 食物アレルギー対応
- VII 感染性胃腸炎対策
- VIII インフルエンザ対策
- IX 避難訓練年間計画
- X 学校平面図
- XI 災害避難経路図

I 消防・防火計画

この消防計画は令和7年4月1日より実施する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、江戸川区立平井小学校における防火管理業務について必要な事項を定め、火災その他の災害の予防及び人命安全ならびに災害防止を図ることを目的とする。

(諸規定との関係)

第2条 前条の目的を達するため防火管理についての必要な事項は、別に定める場合のほか、この規定の定めるところによるものとする。

(適用範囲)

第3条 この規定は、本校に勤務する教職員及び本校児童、その他本校に入りするすべての者に適用するものとする。

(防災管理者)

第4条 防火管理者は、副校長とする。

(防火管理者の権限及び業務)

第5条 防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の事業を行うものとする

1. 消防・防火計画の検討及び変更。
2. 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検・検査の実施及び不備・欠陥事項の改修促進。
3. 消防用設備等の点検検査の実施及び不備・欠陥事項の改修促進。
4. 火気の使用又は取り扱いに関する指導。
5. 増改築、修繕、模様替え等の工事における火災予防上の指導。
6. 児童、教職員に対する防火管理に関する助言及び報告。
7. 区教育委員会との防火・防災対策に関する事務の促進。
8. その他防火管理上必要な業務。

防火管理者は、次の業務について所轄の消防署への報告・届出等を行うものとする。

1. 消防・防災計画の提出及び変更。
2. 建物及び諸設備の設置・変更に伴う諸手続き。
3. 増改築、修繕、模様替え等を行うときの事前連絡。
4. 消防用設備等の点検結果の報告。
5. 教育訓練指導の要請及び各種訓練の実施報告。
6. その他法令に基づく諸手続き。

第2章 防火管理委員会

(防火管理委員会)

第6条 防火管理業務の適正な運営を図るため、防火管理委員会を設置する。

(委員会の編成)

第7条 委員長には校長があたり、委員は防火管理者のほか、防火管理に必要な各部門の責任者によって編成し、委員長かこれを委嘱する。委員の構成は下記の通り。

委員長	校長
副委員長	副校長（防火管理者）
委員	教務主幹（主任）、生活指導主幹（主任）、研究主任 保健主任、事務主任、各学年代表

(委員の任務)

第8条 防火管理委員会の任務は以下の事項とする。

1. 消防計画ならびにこれの実施についての検討及び変更。
2. 防火に関する諸規定の制定。
3. 消防用設備の改善強化。
4. 震災対策に関すること。
5. 防災教育及び避難訓練の計画と実施。
6. その他防火管理に関すること。

(委員会の開催)

第9条 委員会の開催は定例会と臨時会とする。

1. 定例会は概ね学期1回を標準とする。
2. 臨時会は防火上緊急重要事項が生じたとき、委員長がこれを招集する。

(防火管理責任組織)

第10条 火災予防について徹底を期すため、防火管理者を置き、その下に火元責任者及び自主点検検査員を置く。(別表1)

1. 火元責任者は次の業務を行うものとする。
 - ・担当区域内(各教室等)の火気管理。
 - ・担当区域内の諸設備・器具の維持・管理。
 - ・地震時における火気使用器具の使用停止及び安全措置。
2. 消防用設備、避難施設その他火気使用施設について、適正管理と機能維持のため、自主点検検査員を指名し、点検検査を行わせるものとする。

(自衛消防隊組織)

第11条 火災その他の事故発生時に被害を最小限に止めるため、平井小学校自衛消防隊を組織する。(別表2)

第3章 火災予防

(自主点検検査基準)

第12条 火災予防上の自主検査・消防用設備の点検基準は以下の通りとする。

自主点検及び消防用設備点検	月1回
・防火上の設備全般	副校長
・整理・清掃状況	生活指導担当
・焚き火、喫煙管理状況	生活指導主任
・火気使用設備・ストーブ	安全指導担当
・電気設備(体育館・校庭の照明を含む)	事務主任
・危険物関係	安全指導担当
・消防に供する警報設備等	事務主任
・消火器・消火栓・救助袋等	安全指導担当
・上記設備管理上の事項	事務主任
・防火シャッター・防火扉(鍵を含む)	副校長
・出入口・通路・非常口の障害状況	副校長

(点検検査時期)

第13条 自主検査及び自主点検は、次の時期に行うものとする。なお、日常の外観的な点検については、各火元責任者が随時これを行うものとする。

1. 自主検査

検査対象	検査月日			
建築物	月	日	月	日
	月	日	月	日
火気使用設備器具	月	日	月	日
	月	日	月	日
危険物施設等	月	日	月	日
	月	日	月	日
電気設備	月	日	月	日
	月	日	月	日

2. 自主点検

点検種別	自主点検検査員			
消防用設備等				
消火器	月	日	月	日
	月	日	月	日
屋内消火栓	月	日	月	日
	月	日	月	日
自動火災警報設備	月	日	月	日
	月	日	月	日
非常警報設備器具	月	日	月	日
	月	日	月	日
避難器具	月	日	月	日
	月	日	月	日
誘導灯・標識	月	日	月	日
	月	日	月	日

(改善措置ならびに記録の保存)

第14条 前条に基づく改善を要する事項を発見した場合は、すみやかに防火管理者に報告するものとする。

点検検査結果は防火管理委員会に提出し、改善の措置を行うものとする。

(臨時火気使用)

第15条 敷地内において、臨時に火気を使用する(焚き火、ストーブ、火鉢、電熱器その他)場合は、火元責任者・防火担当の責任者及び防火管理者の許可を得なければならない。

前項の許可を受けた場合に、消火器等の交付を受け、それぞれ使用上の注意事項を誠実に守らなければならない。

敷地内は全面禁煙とする。

(建築物及び施設の変更)

第16条 敷地内において、建築物(仮設を含む)を建築しようとするとき、または大量の危険物を搬出入する場合、あるいは危険物関係施設、電気施設、火気使用施設を新設・改修する場合、防火管理者に連絡しなければならない。

(警報の伝達及び火気使用の規制)

第17条 敷地内の建築物について、火災警報発令下、またはその他の事情により火災発生または人命安全上の危険が切迫しているとき、防火管理者は全校にその旨を伝達し、防火管理者その他の責任者は、火気使用等の中止、または危険な場所への立入りの禁止を命じることができる。

第4章 自衛消防活動

(防衛)

第18条 敷地内に火災発生またはその他の災害が発生した場合は、被害を最小限に止めるため、第8条に定める自衛消防隊組織の編成に従い、避難計画による担当任務の遂行にあたるものとする。

(自衛消防隊本部の設置)

第19条 自衛消防隊本部は、第1次避難場所(校庭の鉄棒前)に設置する。なお、自衛消防隊本部の構成員は、団長、副団長、指導班とする。

(通報)

第20条 火災を発見した者は、職員室に連絡するとともに、火災状況により消防機関に通報する。

火災報知機が作動したときは、主事室の受信盤により火災発生場

所を特定し、初期消火活動を行うとともに、緊急避難放送を行い、火災状況により消防機関に通報する。

(連絡)

第21条 通報連絡班は、放送設備を活用し、次のように緊急放送を行う。
『ただいま〇階の〇〇室より火災が発生しました。落ち着いて先生の指示に従って校庭へ避難しなさい。なお、煙(火の手)のため〇〇階段は使用できません。〇〇階段を使って避難してください。』

(消火活動)

第22条 初期消火班は、屋内消火栓及び消火器等を使用して、延焼拡大防止を主とした消火活動を行う。消防隊到着後は、消防隊に協力するとともに、警戒区域の設定及び自衛消防隊本部との連絡にあたる。

(避難誘導)

第23条 避難誘導は以下のように行う。

1. 授業担当者はただちに授業を中止し、緊急校内放送を静かに聞くように指示をする。
2. 授業担当者は出火場所により異なる。
 - A すべての階段が使用できるとき
 - 中央階段から中央玄関へ…4年、算数少人数1
 - 中央玄関へ…1年
 - 西階段から西玄関へ…5年、家庭科室
 - 東階段から東玄関へ…2年、6年、算数少人数2
 - 西玄関へ…理科室
 - 体育館外階段…体育館
 - 体育館前階段から西玄関へ…3年
 - 図工室前非常用口…図工室、音楽室、図書室
 - B 東階段が使用できないとき
 - 中央階段から中央玄関へ…2年、4年、6年、算数少人数1、2
 - 中央玄関へ…1年
 - 西階段から西玄関へ…5年、家庭科室
 - 西玄関へ…理科室
 - 体育館外階段…体育館
 - 体育館前階段から西玄関へ…3年
 - 図工室前非常用口…図工室、音楽室、図書室

C 西階段が使用できないとき

中央階段から中央玄関へ…4年、5年、算数少人数1、
3年、家庭科室

中央玄関へ…1年、理科室

東階段から東玄関へ…2年、6年、算数少人数2

体育館外階段…体育館

図工室前非常用口…図工室、音楽室、図書室

D 中央階段が使用できないとき

東玄関へ…1年

西階段から西玄関へ…4年、5年、家庭科室、算数少人数1

東階段から東玄関へ…2年、6年、算数少人数2

西玄関へ…理科室

体育館外階段…体育館

体育館前階段から西玄関へ…3年

図工室前非常用口…図工室、音楽室、図書室

なお、出火した階及び出火のすぐ上の階を優先させる。他に手段のない場合は、避難器具（救助袋）を使用する。

3. ハンカチ等を口にあてるよう指示し、煙を吸わないようにさせる。
4. 出席簿を持ち、廊下に出席番号順に整列させ、校庭に避難誘導する。
5. 廊下、階段では「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」を励行させる。
6. 校庭に出たときは、
速足（またはかけ足）で行動し、集合場所に整列させ、人員確認を行うとともに、本部（副校長→校長）に報告する。

（救助）

第24条 救助班員は、避難終了後の検索にあたり、残留児童の救出を行うものとする。

（搬出）

第25条 搬出班員は、校舎内から非常持ち出し品を搬出し、その管理を行うものとする。

(応急救護活動)

第26条 応急救護班員は、以下の活動を行うものとする。

1. 本部と併設して救護所を設置する。
2. 負傷者の応急処置を行うとともに、必要事項を記録し本部に報告する。
3. 救急隊到着時は、救急隊と密接な連絡をとり、負傷者を速やかに搬送できるようにする。

第5章 震災対策

(震災予防措置)

第27条 各自主点検検査員及び火元責任者は、地震による災害を予防するため、第3章第9条の点検検査と合わせて、建物及び諸施設等の点検を毎月第3金曜日に行うものとする。

点検検査は、次の事項に留意し、実施するものとする。

1. 建物及びそれに付随するものの倒壊、落下の危険の有無。
2. 戸棚、ロッカー、下駄箱等の倒壊の危険の有無。
3. 高所に不安定な物品を置く場合の落下防止措置の確認。
4. 窓ガラスのひび割れ等の危険箇所の有無。
5. 理科室の実験用具、薬品による災害を防止するための措置の適否。

(地震後の安全措置)

第28条 地震の安全措置として、防火管理者及び各自主点検検査員及び火元責任者は下記の事項を行う。

1. 各火元責任者は、担当区域の安全確認及び火気使用器具（ストーブ等）の異常の有無を点検する。
2. 各点検検査員は、校舎全般にわたり点検検査を実施し、異常の有無を防火管理者に報告する。
3. 防火管理者は、各報告に基づき安全を確認した上で、使用供給の開始を指示する。

(震災の備えての準備するもの)

第29条 震災に備えて、次の物品を常に持ちだせるように準備しておく。
携帯用拡声器 ハンドマイク 医薬品 担架 校旗(本部旗)
飲料水 毛布環境調査票・出席簿等重要書類

(地震時の行動)

第30条 地震時の教職員の行動は、以下のことを基本とする。

1. 授業中に地震が発生した場合

第1次措置

- ・地震発生と同時に児童を机の下などに身を隠させ、本部からの指示を待つ。
- ・火気使用器具の始末をする。
- ・出入り口を確保する。

第2次措置

- ・教室内外の状況を確認し、避難の準備を行う。
- ・校庭への避難命令を受けた場合には、防災ずきん(カバン)などで頭部を保護させ、避難経路に従い、避難させる。
- ・「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」の基本行動を守らせる。
- ・出席簿を携行する。

第3次措置

- ・校庭への避難が完了後、ただちに人員確認を行い、異常の有無を本部に報告する。

2. 休み時間に地震が発生した場合

地震発生と同時に教室に直行し、授業中の場合と同様の措置をとる。また、廊下・体育館・校庭に児童がいる場合、ガラスや塀などから離れ、中央に身を伏せさせ、次の指示を待つ。

(広域避難場所への避難)

第31条 広域避難場所への避難開始は、公共機関の避難命令及び学校長の判断による。

(地震警戒宣言に伴う対応措置)

第32条 地震警戒宣言に伴う事前措置及び事後の対応については、別に定める。

第6章 水害時の活動

(水害時の措置)

第33条 防火管理者は、台風・集中豪雨・津波等で被害が予想される場合は、以下の措置を行うものとする。

1. 自主点検検査班に校内の異常の有無を点検させ、補強などの安全措置を行う。
2. 通報連絡班に防災機関等から必要な情報を収集させ、周囲の被害状況を確認する。

(緊急下校)

第34条 緊急下校は、校長の判断により行う。

第7章 防災教育・訓練

(防災教育の実施)

第35条 各教職員は、児童に対して、次の基本的事項についての防災教育を実施するよう努めなければならない。

1. 火災及び地震による災害の基礎知識
2. 煙及びガス等の危険性
3. 地震の発生する要因
4. 油類による火災発生の危険性
5. 火災を防止する基礎知識
6. 避難方法
7. 学校周辺の地理的状况
8. その他防災上必要な事項

(避難訓練の実施)

第36条 児童・教職員は有事に際し、被害を最小限に止めるために、消防訓練によって技術の練磨を図るものとする。

実施基準は次による。

1. 避難訓練および消火・通報等の実地訓練・・・毎月1回以上
2. 総合訓練・・・年1回以上

(避難結果の検討)

第37条 防火管理者は、避難訓練結果をまとめ、防火管理委員会で検討を行い、以後の訓練に反映させるものとする。

第8章 消防機関との連絡

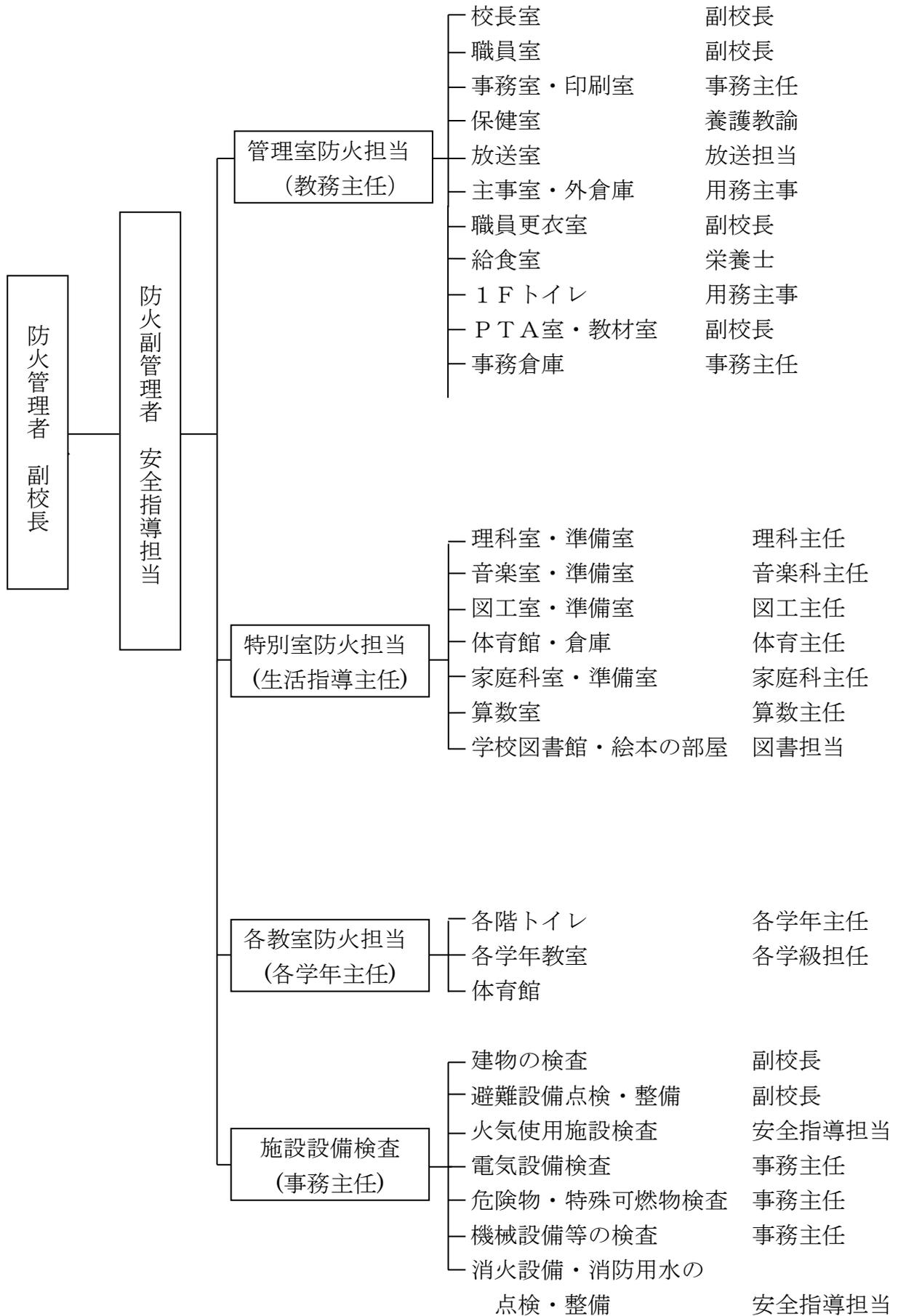
(連絡事項)

第38条 防火管理者は、常に消防機関と連絡を密にし、防火管理の適正を図るよう努めなければならない。

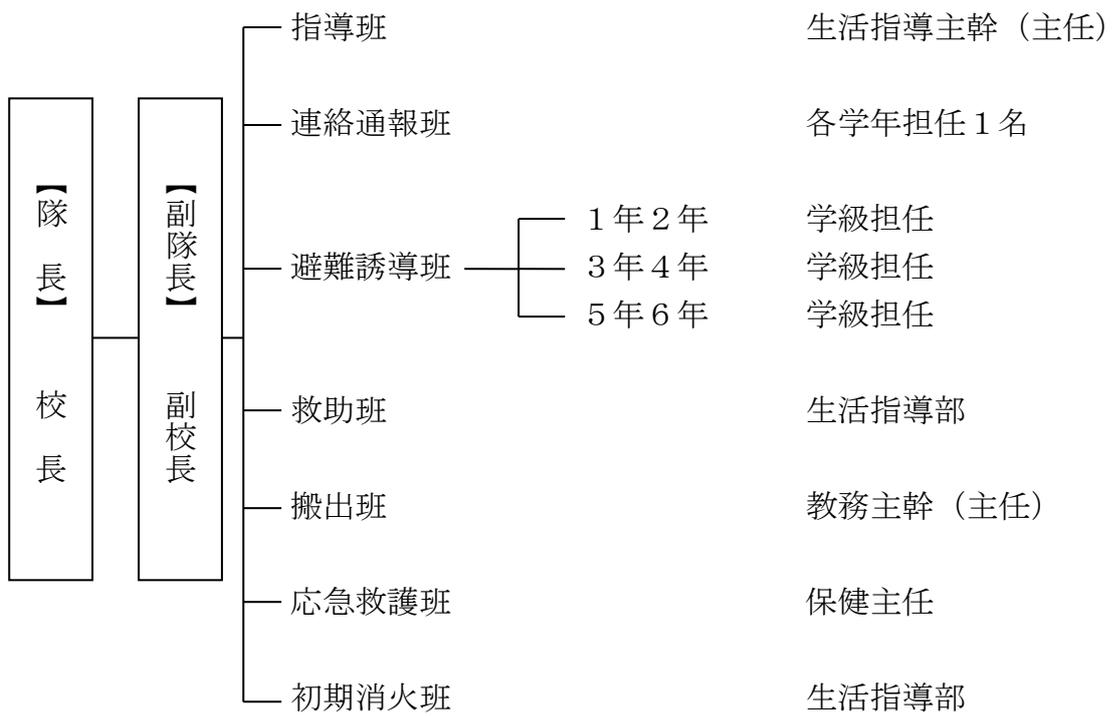
連絡事項は次による。

1. 消防計画の提出（訂正の際はそのつど）
2. 査察の要請
3. 訓練・指導の要請
4. 建物及び諸設備の使用変更時の事前連絡及び法令に基づく諸手続きの促進
5. その他防災管理についての必要事項

(別表1) 防火管理責任組織 責任者



(別表 2) 自衛消防隊組織表



II 地震警戒宣言に伴う対応措置

対応措置は、下記の2つの計画とする。

1. 事前の措置 2. 判定会招集時から警戒宣言時までの対応
異常発見から警戒宣言発令までの時間帯は、概ね次の通り。

異常発生
↓ 20分
判定会招集決定
↓ 15分
判定委員招集
学校 都教委
↓ 30分
報道開始
↓ 40分
判定会開催
↓ 30分
判定結果
気象庁長官へ
総理へ報告
警戒宣言 10分

1. 事前の措置

次の各項について、事前の計画及び措置を定め、徹底を図る。

(1) 地震・火災等の緊急時における安全対策（別記）を基本とする。

(2) 警戒宣言時の臨時休業措置と授業の再開

① 警戒宣言が発せられた時点で、原則として授業を打ち切り、解除まで臨時休業とする。

② 警戒宣言解除の授業の再開

午前6時以前の解除・・・・・・・・・・・・・平常通り

午前6時から午前10時までの解除・・・・・・・・・午後から授業

午前10時以降の解除・・・・・・・・・・・・・翌日から授業

(3) 児童の下校時の安全確認の措置

① 原則、保護者の引き取りとする。保護者が学校に引き取りに来るまで学校に留め置く。

② 引き取り時は、引き渡しカード（別紙）により確実に行う。

③ 各地区班の担当教員は、安全を確認しながら途中まで引率する。状況により時差下校も行う。⇒※ ただし、あらかじめ各保護者や地域等との取り決めにより、各地域別の集団下校等、児童を安全に下校させる取り決め等が交わされ

ている場合はこの限りではない。

(4) 残留児童の保護

(3)における保護者が迎えに来る児童については、保護者と連絡をとりながら、学校で保護する。担当は、学区域外を含む地区別班の教員とする。

2. 判定会招集時から警戒宣言時までの対応

(1) 判定会招集の報道がでた場合

- ① 登校前（在宅中）は判定会の結果がでるまで在宅する。連絡には緊急連絡網を使用する。
- ② 登校中はそのまま登校させる。
- ③ 在校中
 - ア 授業中の場合は、直ちに授業を中止し、学級指導に切り替える。学級指導の内容は次の通り。
 - ・ 班別下校の確認⇒各地区別班の確認
 - ・ 残留児童の確認と保護者への連絡
 - ・ 保護者への引き渡し時の確認⇒保護者への事前の周知と連絡手段
 - ・ 授業再開
 - ・ 帰宅後の注意
 - イ 「休み時間」の場合は、直ちに学級へ入り、学級指導に切り替える。後は授業中の場合と同じ。
 - ウ 放課後の場合は、すべての校内活動を中止して、校庭（体育館）に集合させる。以後の指導は授業中の場合に準じる。
- ④ 下校途中はそのまま下校させる。

(2) 警戒警報が発せられた場合

- ① 在宅中の場合は登校しない
- ② 在校中
 - ア 情報の収集を行い、校内放送により情報を伝達する。
 - イ 校庭（体育館）で地区別班に集合し、人員を確認する。人員の確認は、班担当教員→副校長→校長
 - ウ 保護者への連絡と引き取りの手順を確認する。
 - エ 引き渡しカードにより保護者への引き渡しを実施する。
 - オ 残留教職員による消火設備等の点検をする。
 - カ P T A会長及び校外委員長、地域班班長に情報連絡をし、下校の安全指導の依頼をする。（生活指導主任）
 - キ 教育委員会へ残留児童の人数、処置の報告を行う。
- ③ 校外指導時
 - ア 移動教室等宿泊を伴う指導の場合は、担当地区の官公庁と連絡をとり、そ

の対策本部の指示に従う。また、速やかに学校に連絡をとり、区教育委員会や保護者へ連絡する。

イ 遠足等の場合は、原則として帰校し、在校生と同じ措置をとる。

④ 残留児童の保護のための措置

⑤ 警戒宣言時の被害軽減措置

ア 水の汲み置き

イ 備品等の転倒・落下防止

ウ 火気による火災防止

エ 薬品類による火災防止（理科実験用薬品類の管理）

オ 消火器及び応急備品の点検

Ⅲ 災害発生時の避難要項（児童指導用）

火災や地震などの災害のとき、冷静に行動し避難することが大切である。そのためには、避難方法や避難経路を確認し、基本的な避難行動及び災害防止の心構えを身につけておく必要がある。

1 火災の場合

- ① 発見者はすぐに先生に知らせる、または近くの火災報知機のボタンを押す。初期消火が可能な場合は、消火器で火を消す。
- ② 火災の場合は、発生場所によって避難経路が異なるので、火災発生場所が確認できた時点で避難経路を決定する。緊急放送により使えない階段を知らせる。
- ③ 非常ベル・緊急放送または先生の指示に従い、第1次避難場所（校庭鉄棒付近）に避難を開始する。防災頭巾をかぶり、ハンカチで口や鼻をおおい、「おさない かけない しゃべらない もどらない」を守る。

④ 避難経路

A すべての階段が使用できるとき

中央階段から中央玄関へ…4年、算数少人数1

中央玄関へ…1年

西階段から西玄関へ…5年、家庭科室

東階段から東玄関へ…2年、6年、算数少人数2

西玄関へ…理科室

体育館外階段…体育館

体育館前階段から西玄関へ…3年

図工室前非常用口…図工室、音楽室、図書室

B 東階段が使用できないとき

中央階段から中央玄関へ…2年、4年、6年、算数少人数1、2

中央玄関へ…1年

西階段から西玄関へ…5年、家庭科室

西玄関へ…理科室

体育館外階段…体育館

体育館前階段から西玄関へ…3年

図工室前非常用口…図工室、音楽室、図書室

C 西階段が使用できないとき

中央階段から中央玄関へ…4年、5年、算数少人数1、3年、家庭科室

中央玄関へ…1年、理科室

東階段から東玄関へ…2年、6年、算数少人数2

体育館外階段…体育館

図工室前非常用口…図工室、音楽室、図書室

D 中央階段が使用できないとき

東玄関へ…1年

西階段から西玄関へ…4年、5年、家庭科室、算数少人数1

東階段から東玄関へ…2年、6年、算数少人数2

西玄関へ…理科室

体育館外階段…体育館

体育館前階段から西玄関へ…3年

図工室前非常用口…図工室、音楽室、図書室

- ⑤ なお、出火した階及び出火のすぐ上の階を優先させる。他に手段のない場合は、避難器具（救助袋）を使用する。
- ⑥ 校庭の第1次避難場所に到着順に集合する。引率教員が直ちに人員確認を行い、副校長に報告する。
- ⑦ 状況を見て、集団下校・保護者への引き渡し・第2次避難等を決定する。

2 地震の場合

- ① 場所によってその対応が異なる。
教室・・・大揺れがおさまるまで机の下にもぐり、落下物に注意する。火を使っているときは、まず火を消し、ドア・窓の近くの児童はドア・窓を開ける。
校庭・・・落下物のおそれの少ない中央の場所に集合してすわる。また、休み時間に地震が発生したときは、落下物が少ない場所で大揺れがおさまるまで待機する。
- ② 非常ベル・緊急放送または先生の指示に従い、第1次避難場所（校庭鉄棒前または中央）に避難を開始する。防災頭巾（カバン）などで頭をおおい、「おさない かけない しゃべらない もどらない」を守る。
- ③ 避難経路は火災の場合に準ずる。
- ④ 地震による津波警報発令時
 - ・非常ベルおよび地震・津波警報発令の放送
 - ・職員室からプールの鍵を持ち出し開錠する。
 - ・体育館屋上プールサイドに避難する。
 - ・学級ごとに奥から順に詰めて並ぶ。
- ⑤ 校庭の第1次避難場所に出席番号順に集合する。直ちに人員確認を行い、先生に報告する。
- ⑥ 状況を見て、保護者への引き渡し・第2次避難・集団（地区別）下校等を決定する。
- ⑦ 児童の引き渡し
 - ・事前の引き渡しカードによって行う。
 - ・家族以外の人には引き渡しを行わない。
- ⑧ 引き渡しカード

令和7年度<必ずご記入ください>

児童引き取りカード

年 組 番	ふりがな 児童氏名
通学路コース	都道 (赤) アクラス (白) 交番 (黄) 安養寺 (ピンク) べんてん (水色) 緑 (緑)

引き取り者

	ふりがな 引き取り者氏名	続柄 (児童との関係)	連絡先 (電話番号)
第1			
第2			
第3			

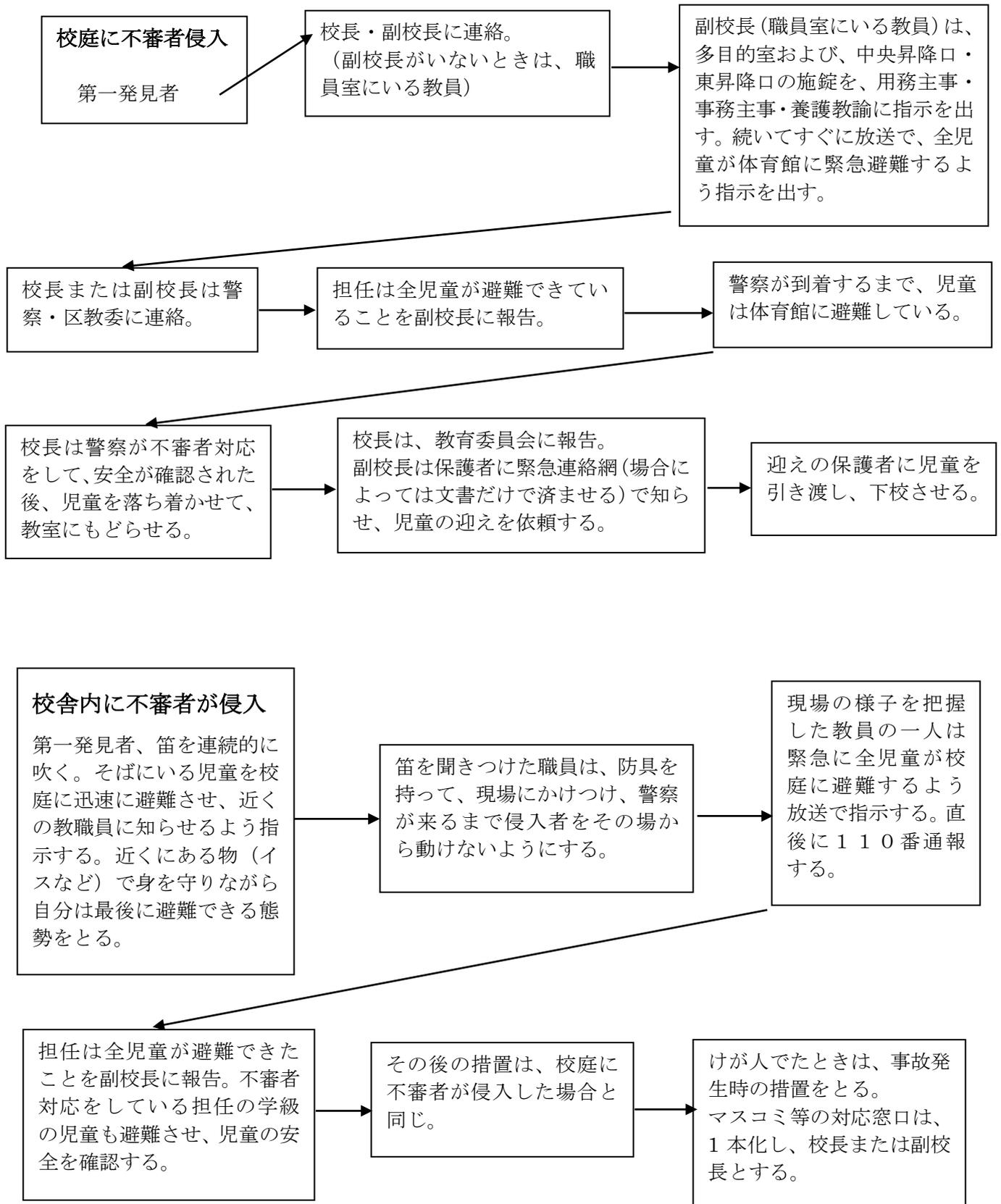
※ここに書かれていない方には、原則、引き渡しません。

令和7年度中に本校在学中の兄弟姉妹

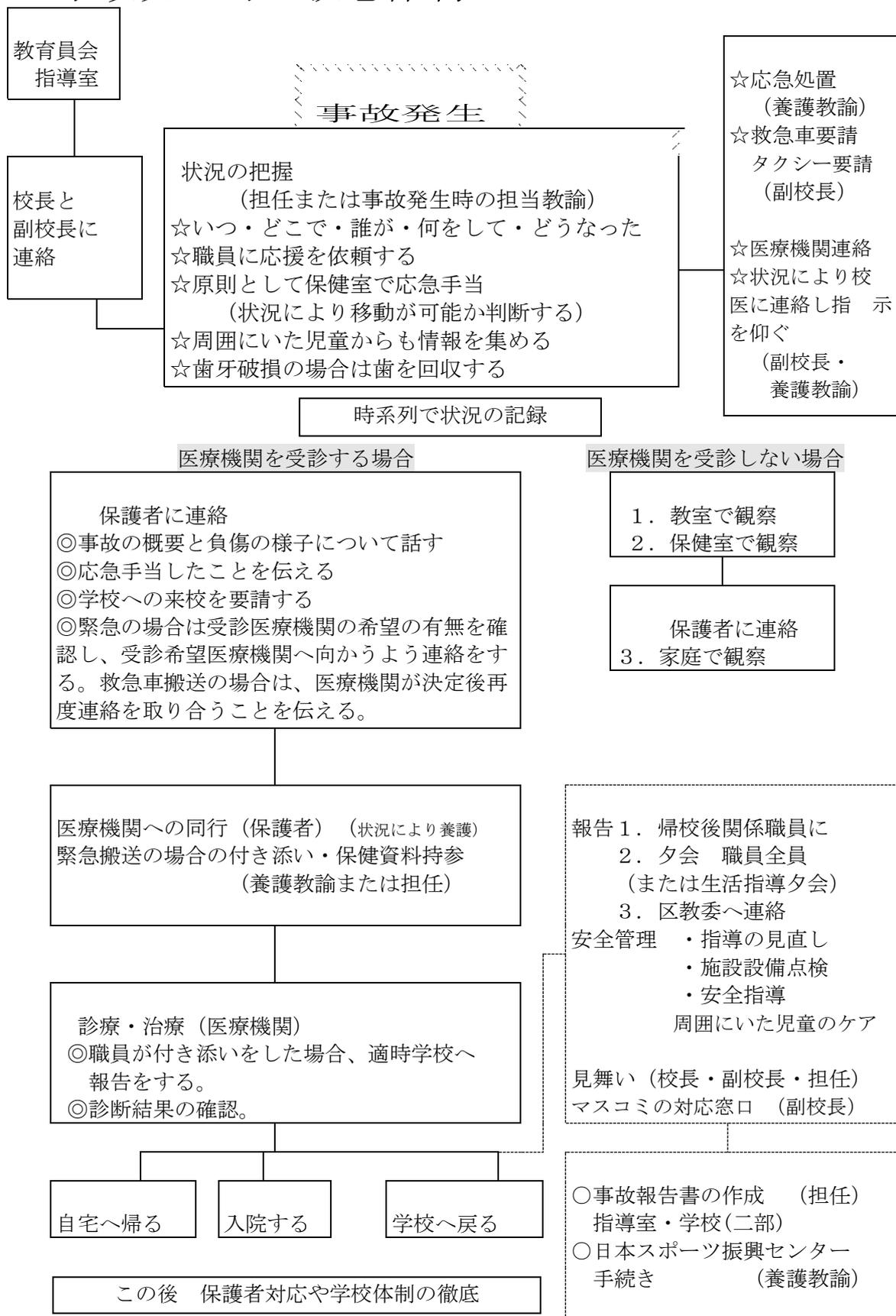
年		年	
年		年	

IV 不審者侵入時の措置

不審者侵入時の措置



V 事故発生時の救急体制



VI 食物アレルギー発生時の対応

1、食物アレルギーについての一般的事項

- ① 「食物アレルギー」とは、「食物に対して、体を守るはずの免疫システムが、過剰に反応して起きる不利益な症状」をいう。最も多い症状は、皮膚反応ですが、呼吸器・消化器あるいは全身性に症状が起こることがある。
- ② アナフラキシーとは、即時型アレルギーの中でも、複数の臓器に重い症状があらわれもの。食物アレルギーによるアナフィラキシーショックは、短時間で呼吸停止に至り、最悪の場合、死に至ることもあるため、迅速な対応が必要となる。
- ③ 食物アレルギーの原因物質・食品としては、「鶏卵」「乳製品」「小麦」「甲殻類（エビ・カニ）」「果物」「魚・魚卵」「ピーナッツ」などが多い。
- ④ 江戸川区教育委員会では、食物アレルギーのある児童の給食は、「除去食」を標準としている。
- ⑤ 食物アレルギー症状は多彩で、その現れ方も人により様々。また、同じ人の同じ症状でも、食べた量・体調・運動後などという状況によってその状態が大きくかわる。



- ⑥ 食物摂取と症状が出るまでの時間で、即時型、遅発型、遅延型に分けられる。ほとんどが即時型。

* 即時型：ほとんどの食物アレルギー反応

* 食物依存性運動誘発アナフィラキシー：原因となる食べ物を食べたあと 1～2 時間以内に、心拍数が1分間に 100～130 以上になるような比較的激しい運動をしたときに起こる激しいアレルギー反応のこと。

皮膚症状・血圧低下・呼吸困難が起こり、ショック状態に陥ることもよくある。そのため、適切な処置を素早く行わないと死に至ることもまれではない。また、これは特定の食物、魚介類や各種の小麦製品（麺類など）、メロン、キウイ、メロンなどの果物、セロリやトマトなどの野菜、ナッツ類など各種の食物が原因となることが報告されているが、原因の食物が分からないにもかかわらず症状が出る場合もある。

運動量の増加する
小学校高学年から高校生に多く、
昼休み、午後の体育の授業で
発症することが多い。

* 口腔アレルギー症候群：原因となる食べ物が口腔粘膜に直接接触することで生じるアレルギー反応と考えられている。摂食後 15 分以内に、唇の腫れ、舌やのどに痛み・か

ゆみ・不快感が出現、時に、舌・のどの腫れも起こす。重症の場合は、アナフィラキシー・アナフィラキシーショックを起こす。原因としては、バラ科の果物、ウリ科の植物、キウイ、バナナ、トマト、ジャガイモなどが多い。もちろん、卵や牛乳、小麦などの食物、ダニ、ペットの抗原、花粉などが粘膜に接触することでも同様の状態が起きる。

原因食品がシラカンバなどの花粉と交差抗原性があるため、年長児や大人では花粉症を起こした後に口腔アレルギー症候群を起こす場合が多いといわれている。

⑦ アレルギー反応を起こす食べものはたくさんある。

・年齢によってアレルギーを起こしやすい食品が変わる。

* 卵・牛乳・大豆・くだもの 等などは、消化酵素・加熱処理の影響を受けやすい。

* ピーナッツ・ソバ・貝・エビ・カニは、消化酵素・加熱処理の影響を受けにくいので、アウトグローしにくい。その結果、成人型のアレルギーになることが多い。

(成長と共に良くなっていくこと)

⑧ 食品の交差抗原性に注意！

同じ科に属する果物や野菜はアレルギーを起こしやすくなる。また、科が違っても共通抗原を持っている場合もある。例えば、セロリ・パセリ・ニンジン・モモ・ナシ・ジャガイモ・シラカンバ花粉のグループはそのうちの1つにアレルギーを起こすと他の果物にもアレルギーを起こす可能性がある。他にも、サクランボ・リンゴ・ピーマンのグループ、モモ・リンゴ・ナシ・大豆のグループ、パパイヤ・パイナップル・大豆・イチジク・キウイフルーツのグループなどがある。

* バラ科：リンゴ・イチゴ・ナシ・スモモ・プラム・サクランボ・アーモンド・ウメ

* セリ科：セロリ・ニンジン・パセリ

* ウリ科：メロン・スイカ・カボチャ・キュウリ

* ミカン科：オレンジ・レモン・グレープフルーツ

* ナス科：トマト・ジャガイモ・ナス・ピーマン・トウガラシ・シシトウ・クコの実
共通抗原を持つグループ

* モモ・リンゴ・ナシ・大豆

* セロリ・パセリ・ニンジン・モモ・ナシ・ジャガイモ・シラカンバ花粉

* サクランボ・リンゴ・ピーマン

* パパイヤ・パイナップル・大豆・イチジク・キウイフルーツ・くり・ラテックス

果物のアレルギーがある場合、ゴム（ラテックス）にもアレルギーを起こしている場合があることが報告されている（ラテックスフルーツ症候群）。そのため、ゴムのアレルギーを起こしている場合は、ゴムと共通抗原のあるバナナ、キウイ、クリ、アボガド、クルミ、トマト、パパイヤ、グレープフルーツ、ジャガイモ、メロン、イチジク、ピーナッツなどでもアレルギーを起こしやすくなる可能性がある。

また、果物のアレルギーのある人の場合、ゴム手袋を用いる場合なども注意が必要と考えられる。

2、アナフィラキシー と アナフィラキシーショック

◇ アナフィラキシーとは

食物、薬物、ハチ毒などが原因で起こる即時型アレルギーの呼び名で、皮膚・呼吸器・消化器など、多臓器に渡り全身性に症状が現れ、急速に進行する病態。症状は、口内異常感、咽頭部狭窄感、悪心に続き、全身のじんましん、腹痛など多様で、患者本人が認識しないほどの極微量の抗原の侵入によっても症状が引き起こされることも少なくない。時には死に至ることもある。

症状の出現時間は、個体の感作状態、原因アレルゲンまたは起因物質の量、投与経路によって異なる。典型的な全身性アナフィラキシーの場合、アレルゲンまたは起因物質の注射後5～10分以内に始まるが、最も早い場合は30秒以内に始まるので注意を要する。

原則として症状の発現が早い場合は重篤で、遅いと軽い傾向にあり、症状が進行性であることもしばしば。

◇ アナフィラキシーショックとは

アナフィラキシーが起こり、加えて、低血圧、意識障害など（医学的ショック症候群）を起した状態を言う。気道の平滑筋が収縮したり気道のむくみを起こしたり、分泌物が増加することによって起こる気道閉塞、血管運動性のむくみ（クインケ浮腫）、じんましんなどのアレルギー症状が現れる。

初期症状あるいは自覚症状は、口内異常感、口唇のしびれ、のどが詰まった感じ、嚥下困難感、両手足末端のしびれ、心悸亢進、悪心、耳鳴、めまい、胸部不快感、目の前が暗くなった感じ、虚脱感、四肢の冷感、腹痛、尿意、便意など。

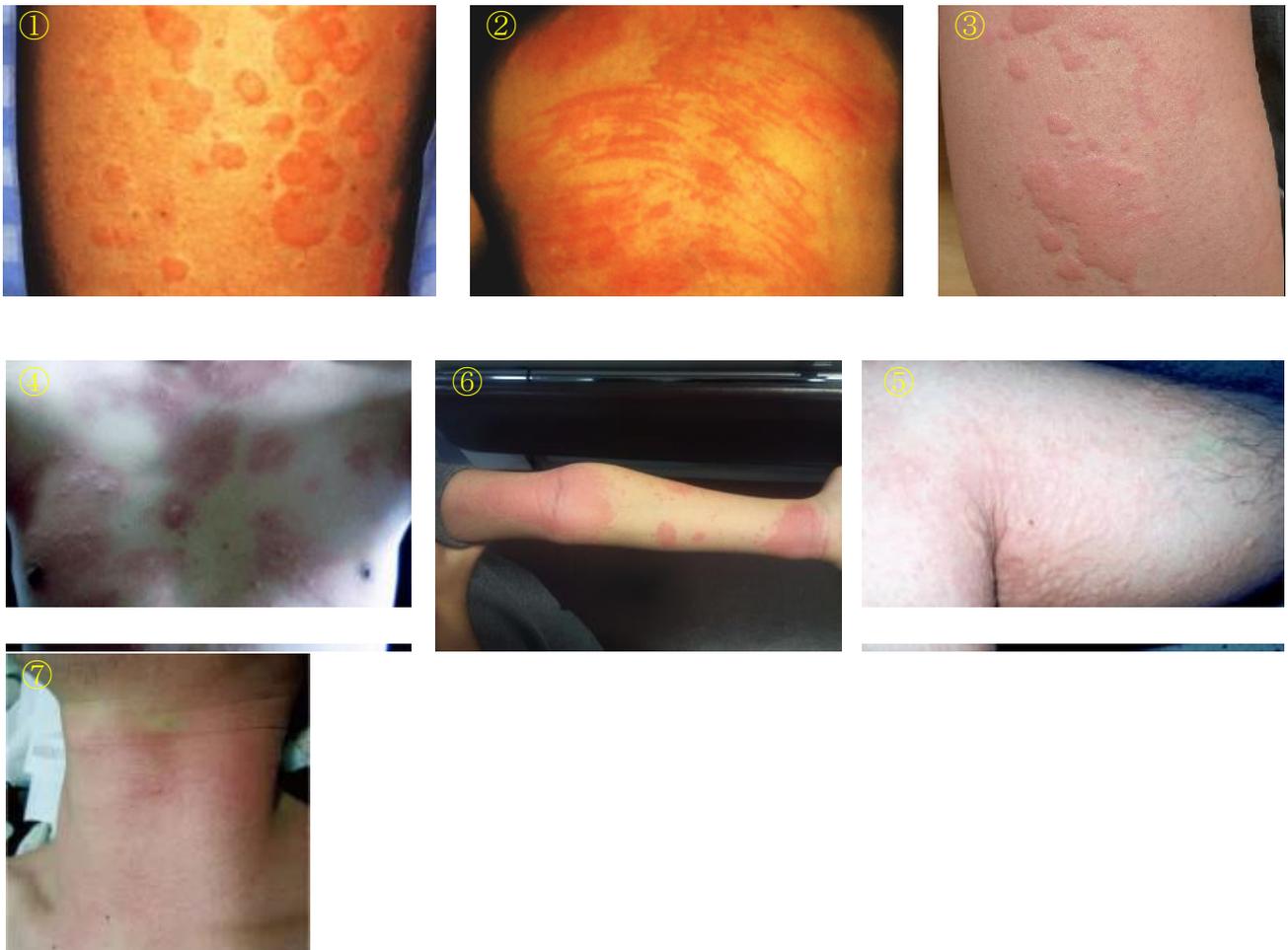
初期の他覚症状は、くしゃみ、反射性咳発作、約半数に皮膚紅潮、じんましん、まぶたや口唇のむくみ。さらに急激な低血圧、循環不全に伴う意識障害、あるいは気道が狭くなることによる呼吸困難、チアノーゼの出現など。時に、気道狭窄による窒息が主症状となることもある。

アナフィラキシーショックは発症が非常に急激で、症状の発現まで30分以上かかることはまれ。それによる死亡は初期の1～2時間に起こり、多くは喉頭のむくみや不整脈による心停止、さらに重篤な酸素欠乏症と低血圧によって起こる。したがって、治療の目的は呼吸と循環を緊急に改善することで、まずは気道の確保と酸素吸入が重要。その後、輸液および薬剤を投与するための静脈確保が行われる。

詳細を覚えていなくても

2か以上の臓器の症状が出たらアナフィラキシーと判断して、治療が必要と考えてください！！！！

〈資料:保育園におけるアレルギー対応ガイドライン・gooヘルスケア参考〉



◇ アナフィラキシーが起こった時の対応

アナフィラキシー症状は非常に多彩で、全身のあらゆる症状が出現する可能性がある。しかし、出現頻度には差があり、皮膚症状が最も多く90%程度の患者に認められる。以下、粘膜、呼吸器、消化器症状に順で合併しやすい傾向にある。

アナフィラキシーの症状をその症状によって大きく3段階に分け、その段階に合わせた対応を考えると分かりやすい。

【グレード1】各症状はいずれも部分的で軽い。あわてる必要はない。症状の進行に注意を払いつつ、安静にして経過を追う。誤食した時用の処方薬がある場合は内服させる。

【グレード2】全身性の皮膚及び強い粘膜症状に加え、呼吸器症状や消化器症状が憎悪してくる。医療機関を受診する必要あり。処方されたエピペンがあれば準備し、注射することを考慮する。

【グレード3】強いアナフィラキシー症状と考える。プレショック状態(ショックの一步手前)もしくは、ショック状態と考え、緊急に医療機関を受診する必要がある。処方されたエピペンがあれば直ちに注射する。

アナフィラキシー症状の重症度				
グレード		1	2	3
皮膚症状	赤み・じんましん	部分的・散在性	全身性	—
	かゆみ	軽度のかゆみ	強いかゆみ	—
粘膜症状	口唇・目・顔の腫れ	口唇、まぶたの腫れ	顔全体の腫れ	—
	口・喉の違和感	口・喉のかゆみ 違和感	飲み込みづらい	喉や胸が強く締め付けられる 声枯れ
消化器症状	腹痛	弱い腹痛(我慢できる)	明らかな腹痛	強い腹痛(我慢できない)
	嘔吐・下痢	嘔気、単回の嘔吐、下痢	複数回の嘔吐、下痢	繰り返す嘔吐、下痢
呼吸器症状	くしゃみ、鼻汁、鼻閉	あり	—	—
	咳	弱く連続しない咳	時々連続する咳、咳き込み	強いせき込み 犬の遠吠え様の咳
	喘鳴・呼吸困難	—	聴診器で聞こえるくらいの 弱い喘鳴	明らかな喘鳴 呼吸困難・チアノーゼ
全身症状	血圧低下	—	—	あり
	意識状態	やや元気がない	明らかに元気がない 横になりたがる	意識低下、ぐったり 意識消失、失禁
対応	抗ヒスタミン薬	○	○	○
	ステロイド	△	△	△
	気管支拡張薬吸入	△	△	△
	エピペン	×	△	○
	医療機関受診	△	○(応じて救急車)	◎(救急車)

〈アレルギー対応研修会資料：保育園におけるアレルギー対応ガイドラインより〉

3、アドレナリン自己注射 (エピペン)

- ・アドレナリン (エピネフィリン) は、神経伝達物質で、交感神経を興奮させる働きを持つ。血中に放出されると心拍数や血圧を上げ、瞳孔を開き、血糖値を上げ、気管支を拡張させる作用などがあるため、心停止やアナフィラキシーショック、敗血症に対する血管収縮薬や、気管支ぜんそく発作時時の気管支拡張薬として用いられている。
- ・アドレナリン自己注射は、アナフィラキシーに対する緊急補助治療薬で、進行予防の効果はない。アナフィラキシーを起こす可能性の高い患者が常備し、アナフィラキシー発症の際に医療機関へ搬送されるまでの症状悪化防止に役立っているもの。即効性で、効き目は10～15分持続する。



マイラン製薬株式会社

(これは古い型の写真です)

5. 食物アナフィラキシー発生時の対応の手順

実施すること	留意点
<p>□ 状況の把握（発見者） <u>※その場を離れない！</u> → 担任・他の教職員を呼ぶ</p> <p>□ 発見者以外の教職員（応援の教員） → 校長・副校長・養護教諭・栄養士に連絡 → アレルギーファイル エピペン（R 7年4月現在2名） 酸素ボンベ 保健資料を児童のもとへ持参</p> <p>□ 担任（不在時は副校長） → 保護者に連絡・情報収集・時系列で記録</p> <p>□ 校長（不在時は副校長） → 搬送決定・救急車依頼</p> <p>□ 養護教諭（養護教諭不在時は学校長・副校長） → 応急処置の実施・時系列で記録 →（※応援の教職員に依頼） アレルギーファイル・エピペン 酸素ボンベ・保健資料を依頼</p> <p>□ 栄養士 → <u>その日の給食の献立表、調理手順を揃える</u> (控えをとり、救急搬送引率者経由で医師に提出)</p>	<p>□ 児童を保健室に運ぶ。 ※ 但し、<u>意識不明の場合はその場で対応</u>する。 ※ <u>他の児童が処置等見ることがないように、他の児童をすみやかに別室へ誘導する（応援の教員）。</u></p> <p>□ 養護教諭は現場に急行し、応急処置に当たる。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 20px; margin: 20px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">救急処置の方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 原因物質を口に入れたとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 口から出して、口を水道水ですすぐ。 2) 皮膚についたとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道水で洗い流す。 3) 目に症状がでたとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道水で目を洗い流す。 4) アナフィラキシーショックを起こしている場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 動かさず、その場で処置を行う ・ 意識がある場合は、衣服をゆるめ、本人の楽な姿勢にする (原則、仰向けで、足側を15~30度ほど高くした姿勢で、顔を横に向ける。) ・ 移動させる場合は、背負ったり、腰かけさせたりしない。横になったままの姿勢を保つ（担架使用）。 </div>
<p>□ 必要に応じて、かかりつけ医療機関・校医に連絡（養護教諭または校長・担任がかかりつけ医療機関や校医に状況を伝え、対応を確認する。）</p> <p>□ 別表「アナフィラキシー症状の重症度」を参考に、医療機関を受診する。</p> <p>□ <u>グレード2以上で症状の進行がある場合、救急車を要請する。</u> <u>エピペン持参児童の場合、エピペンを注射する。</u></p>	<p>□ 受診には状況が分かる教職員が付き添い、状況を正確に伝える。<u>必ず教員が救急車に同乗すること。</u> <u>医療機関には「時系列の記録」「アレルギーファイル」「保健資料」「献立表」「調理手順」を必ず持参する。</u></p> <p>□ <事後> 学務課保健給食係へ連絡 (養護教諭)</p>

食物アレルギー対応マニュアル

1 食物アレルギー対応マニュアル

(1) 1日の流れ (学級担任・栄養士)

	学級担任	栄養士												
朝	<p>○アレルギー対応献立表と黒板を照らし合わせ、学級児童の対応の有無を確認する。</p> <p>対応がある場合</p> <p>○対応方法を確認し、児童のマグネットを栄養士欄から担任欄へ移動させる。<u>代替食の持参がある場合、「○」マグネットを持って教室へ行く。</u></p> <p>○当日のメニューと除去するものを本人に伝え、健康観察記録簿にチェックする。</p>	<p>○黒板に対応を必要とする児童を掲示する。</p> <p>・栄養士欄に対応児童名が書かれたマグネットを貼りだし、代替食持参の「有・無」を記入する。</p>												
	<p>職員室 前黒板 ○月○日 (○)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>栄養士</th> <th>担任</th> <th>お弁当持参有</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○-○ 氏名</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○-○ 氏名</td> <td>有 <input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>○-○ 氏名</td> <td></td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table>	栄養士	担任	お弁当持参有		○-○ 氏名	無		○-○ 氏名	有 <input type="checkbox"/>	○-○ 氏名		有	<p>・代替食を持参した場合、児童が職員室へ届ける際に、「○」マグネットを回収し、黒板に貼る。</p> <p>※代替食持参を忘れた場合、担任又は栄養士が速やかに保護者へ連絡し、持参するか無しとするのか、確認する。</p>
栄養士	担任	お弁当持参有												
	○-○ 氏名	無												
	○-○ 氏名	有 <input type="checkbox"/>												
○-○ 氏名		有												
調理中		<p>○調理師は、手配表と調理作業行程表を基に除去食を調理する。</p> <p>○出来上がった除去食を栄養士と調理師が必ず確認してから、運搬車の上に乗せ、教室へ運ぶ。</p>												
給食時間	<p>○保護者が記入した食物アレルギー対応献立表のコピー（原本のコピー以外は不可）と提供された食事内容が一致しているか、必ず確認し、手渡しで児童に渡す。</p> <p>○おかわりは絶対にしてはいけないことを伝える。</p> <p>○給食中は、本人がおかわりに行っていないか常にチェックするとともに、食べている間に健康状態に変化がないか、様子を見る。</p>	<p>○給食時間中、該当する児童の学級を見回り、児童の様子や配膳の状況、おかわりをしていないか確認をする。</p>												

(2) 1日の流れ (児童)

朝	○健康観察の際に、アレルギー対応の確認を行う。 ○代替食を持参した場合、先生から「○」マグネットを受け取り、職員室へ預けに行く。 ※持参を忘れた場合は、すぐ報告する。教員が保護者へ確認する。
給食準備	○1人分がセットされた黄色のトレーを 教員から手渡しで受け取り 、食具と牛乳やストローを用意する。 除去食：フードカバー 除去食以外の料理：ラップ ○4校時終了後、職員室に代替食を取りに行く。教職員が立ち会う。 ※食物アレルギー対応献立表のコピーと照らし合わせ、手元にある対応食が正しいか 学級担任 と確認する。
食事中	○全ての料理において量を減らすこと、おかわりはできない。 ※給食室で、やや多めに盛り付けている。
片付け	○食べきれない場合は、器に残して、片付ける。 ○フードカバーは食具を返却するトレーの上へ置いて片づける。 ラップはストロー袋に入れる。

※留意事項

- ・栄養士は、それぞれの児童の食物アレルギー対応献立表に、除去食対応がある料理名に印をつける。
- ・食物アレルギー対応献立表の原本のコピーは、学級の目につく場所・学級担任・該当児童・保護者がそれぞれ保管する。原本は職員室で保管する。
※学級担任は原本のコピーを使って毎日対応方法の確認を確実に行う。
- ・該当児童は原本のコピーを台紙に貼り、表紙に児童の名前を記載し、紛失しないようにする。担任も同様に表紙をつけ、表紙に担任と明記する。

※アレルギー児童の給食当番・教室での班配置について

4月当初(新1年生は給食開始前)に保護者・管理職・栄養士・養護教諭・学級担任で面談を実施し確認する。そこで決定したことは教職員へ周知し、保護者から特別な要望がない限り、年間を通して継続実施する。

※別の教員が補教として、アレルギー児童が在籍する教室へ入る場合

当日担任が給食時に不在になる場合は、事前に管理職と栄養士に連絡する。管理職は、補教担当教員にその旨を連絡し、学級担任と補教担当教員は、**必ず前日の放課後に打ち合わせを実施する**。補教の教員は、当日、職員室黒板の「アレルギー対応児童チェック」の確認をし、マグネットを移動させる。

2 事故が起きた時の対応

(1) エピペンを預かっている児童について

- ※エピペンを処方されている場合は、記名し該当児童のランドセルの中に保管する。
 該当児童のランドセルがすぐわかるように、ランドセル置き場は、赤いテープで囲う。
- ① 教室にある「食物アレルギー緊急時対応マニュアル*」に従って行動する。
 ※東京都健康安全研究センター企画調整部健康危機管理情報課発行
 - ② エピペンは、「食物アレルギー緊急対応マニュアル-B：緊急性の判断と対応-」に従う。ほんのわずかでも緊急性の高いアレルギーの症状が出てしまったら必ず打つ。原則として管理職が打つが、一刻を争う場合や管理職がその場にいない場合は、近くの教員が打つ。救急車を呼び、病院に搬送する。
 - ③ 管理職は、上記の対応が終わった段階で教育委員会へ報告する。

(2) エピペンを預かっていない児童について

	管理職	学級担任	養護教諭
発見・観察	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者に連絡がつかない場合で、児童が薬を持っている時は、管理職の判断で服薬させる。 ○学級へ補教の指示を出す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○食物アレルギー症状が見られたら、すぐに保健室へ連れて行く。 ○すぐに管理職、保護者へ連絡する。 ○下校時まで児童の経過観察を行う。その際、運動によるアレルギー誘発の可能性があるので、下校まで運動はさせない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童が薬を持っていれば保護者へ確認し、服薬させる。 ○発症後30分は、児童から片時も離れず、経過観察をする。離れる際には必ず職員室にいる別の人に頼み、決して児童を一人にさせない。 ○症状の度合いによっては病院に連れて行く。もしくは管理職の判断で直ちに救急車を呼ぶ。 ○30分経って、児童に異常がなければ、教室へ返す。
下校後	<ul style="list-style-type: none"> ○児童下校後すぐに、校長、副校長、栄養士、養護教諭、学級担任、調理師で、緊急打ち合わせを行い、事故の原因と経過、そして今後の対応策を協議する。対応策ができたなら、校長は時系列表と対応策を作成する。 		
児童下校後	<ul style="list-style-type: none"> ○当日中に、保護者へ連絡し、その日のうちに謝罪と対応策を示す。 ○終了後、教育委員会へ今後の対応策等を連絡・報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学級担任及び養護教諭は、次の日、児童が登校したら入念に健康観察を行う。 	

*留意事項

- ・当日、学級担任に出張がある場合は、管理職の判断で出張はキャンセルする。
- ・食物アレルギー疾患のある児童は、除去の対象になる食材を食べていなくても、その日の体調等で症状が出る場合がある。給食中にもしも不調を訴えたら直ちに保健室に連れて行き、保護者と連絡を取りながら、必要に応じて常備薬を飲ませ、経過を観察する。

3 食物アレルギー疾患のある児童への学校給食の対応

(1) 江戸川区の基本的な考え方

学校は児童生徒が健康な生活を営めるよう、家庭の食事療法に協力する立場で、次の原則のもと安全性を最優先とし可能な範囲で対応する。

<原則>

- ①学校給食における食物アレルギーの対応は、過敏食物・食品の完全除去対応を基本とする。ただし、牛乳・乳製品アレルギー対応においては、医師の指示のもと一部個別対応も行う。
※以下「除去食」とは、調理過程で過敏食物・食品を除いた給食をいう。
※以下「原因食物」とは、過敏食物・食品のことをいう。
- ②医師の診断による「学校生活管理指導表」を保護者より提出してもらうこと。
- ③校内に「食物アレルギー対応委員会」(委員長:校長 委員:副校長・主幹教諭・教務主任・養護教諭・保健主任・栄養教諭・学校栄養職員・給食主任・関係学級担任等)を設置し、対応内容の検討を行う。対応実施の決定は、校長が行い、学校医等を含め関係者が連携して組織的に対応にあたること。
- ④学校の実状から判断し、学校として継続して行える作業の範囲であること。
- ⑤対応の決定後も保護者及び主治医との連絡は密にすること。
- ⑥児童生徒が誤食、症状出現時の緊急時対応について、職員間で共通認識の下、具体的、確実に対応できる体制を整えておく。
- ⑦対応にあたっては、児童生徒の栄養面及び精神面に配慮すること。

(2) 食物アレルギー対応決定までの流れ

在校生	新1年生
<p>○3月上旬に全保護者へ「学校における食物アレルギー疾患に対する取り組みについて」のプリントを配布する。</p> <p>○校内での配慮や対応を希望する保護者は、学校に申し出る。</p> <p>○栄養士は、申し出た保護者には、下記の必要書類を渡す。</p>	<p>○就学時健康診断で食物アレルギー対応の有無を申し出る。</p> <p>○入学説明会（2月中旬）において、栄養士が食物アレルギー対応について説明する。対応を望む保護者には、説明会終了後、下記の必要書類を渡す。保護者には書類作成後に再度面談を行うことを伝える。</p> <p>・入学説明会を欠席した保護者には、電話し食物アレルギーの有無を確認する。必要なら下記の書類を渡す。</p>
<p>保護者が提出する必要書類</p> <p>〔保護者記入〕様式1-① アレルギー対応依頼書（新規・継続・追加有り・継続一部解除有り） 様式3-① 食物アレルギー調査票補助資料 様式3-② 食物アレルギー調査票補助資料 様式4 食物アレルギー対応個人票</p> <p>〔医師記入〕様式2 学校生活管理指導表 ※一部保護者記入欄あり</p>	
<p>○栄養士は保護者と連絡を取り、4月の早い時期に、校長、栄養士、養護、担任との面談を実施する。</p> <p>その際、上記の必要書類を受け取る。</p> <p>※感染症対策として、電話のやり取りを持って面談の代わりも可とする。</p>	<p>○入学式当日に、面談を実施する。</p>
<p>面談の内容</p> <p>学校生活管理指導表に沿った除去食の内容、代替食の有無、給食当番・班配置の可否、食物アレルギー対応献立表の教室掲示の了承等</p>	

※留意事項

- ・学校生活管理指導表を回収した際に、児童の症状の経過により対応の見直しをする。
- ・対応が解除された場合、学校生活管理指導表の提出の必要はない。
- ・対応解除を希望する場合や、年度途中で対応の変更を希望する場合は、様式1-②食物アレルギー対応変更依頼書を提出する。

(3) 研修計画について

4月当初、全教職員を対象に食物アレルギー対応についての研修会を実施する。エピペンの保管場所は、全教職員が把握しておく。

〈研修内容〉

- ①食物アレルギー対応の対象児童の確認
- ②本校食物アレルギー対応の流れの確認
- ③「食物アレルギー緊急対応マニュアル」の確認・エピペンの保管場所・使用法 等

VII 感染性胃腸炎様症状の集団発生時の対策

ノロウイルス感染を想定して

- 7:30～ 電話による欠席連絡多数
欠席の連絡は連絡帳が原則だがノロウイルス集団発生時は兄弟関係も地域もお互いに症状があつて電話連絡が多くなる可能性あり
- 健康観察の徹底及びその結果の報告提出の確認
- 8:30～ 各クラスで健康観察
- 9:00 校長・副校長・主幹・保健主任・養護教諭・栄養士で協議・関連機関連絡
↓ ↓ ↓ ↓
区教委 各クラス状況確認 保健所
区健康部 校医・薬剤師
平井小松川地区学校
近隣の医院・病院
- 20分休み 職員集合
状況確認 諸連絡
- 10:40 保健所職員来校
調査方針協議
①「感染症」として対応
②「食中毒」として対応
③「感染症」「食中毒」両面から対応
④それ以外で対応
- 考えられる調査・検査・検討
保存食検査
ふき取り検査
検便
水質検査
欠席状況調査
給食摂食品目調査
給食実施・中止・簡易給食の検討
臨時PTA役員会・学校評議委員会の開催検討
- 昼休み 職員集合
打ち合わせ・状況報告・今後の予定確認
↓
欠席児童宅家庭訪問（ききとり・検便のお願いなど）
校内消毒（児童机・トイレ等）塩素系殺菌消毒剤
連絡網にて経過説明・翌日の予定連絡
- 翌日以降考えられる状況
保健所職員来校、検便容器回収・ききとり
児童の健康観察の徹底
関係機関への報告
給食実施についての検討

VIII インフルエンザの対応について

インフルエンザは、毎年冬に流行が繰り返されます。多数の児童が罹患した場合、児童本人の健康はもとより学校教育活動に支障をきたします。インフルエンザの予防、発生時の措置を下記のようにお願いいたします。

1. 感染予防のため

発生時の対策の流れ検討
情報収集、情報提供
健康教育
流行の早期発見
環境管理
家庭への連絡と協力依頼
家庭での健康管理
家庭での朝の健康状態チェック
インフルエンザ様症状のある時は、速やかに医師の診察を受ける
インフルエンザの診断がついた場合は出席停止

2. 流行の兆しのある時期の手だて

8:40 各学級 健康観察 と 欠席調査 (担任)
9:00 欠席調査まとめ と 管理職へ報告 (養護教諭)
検温・症状・顔色など該当クラスで登校児童調査・名簿に記入
9:35 欠席者の多い学級にて 健康観察 (養護教諭)
欠席者の症状把握 (必要に応じてTEL) (担任)
10:00 学校医との相談 (TEL) 近隣校の情報収集 (養護教諭)
10:15 対策会議
校長・副校長・担任(学年)・保健主任・養護教諭等
(発達段階・数日前からの状況・今後の見通し・曜日
校医の意見・曜日・近隣校の状況・他クラスの状況など考慮)
→校長判断→教育委員会学務課に報告 (TEL)
20分休み 決定の場合 職員集合
諸連絡
職員への周知 兄弟関係で感染注意
教育委員会 給食保健係はch4で報告
保健所 電話とFAX
給食関係 実施人数、食材発注変更
校医へ報告
保護者 お知らせ
すくすくスクール
3校時 当該クラス学級指導(事前指導の徹底)
放課後 該当クラスは保護者連絡(担任・学年)
教室机イス消毒(養護教諭)
3. 学級閉鎖日 担任→電話や家庭訪問にて児童の健康状況等確認
4. 再登校日

流れは 2 とほぼ同じ

対策会議メンバーで検討

*学級閉鎖の期間は適切であったか

*再度その必要はあるか

5. 確認事項

健康観察表は、9:00までに保健室へ届ける。
授業カットや学級閉鎖が決定次第、保護者へのTEL連絡が必要になるので
保護者の連絡先変更の場合は、連絡網、児童資料、保健資料をもれなく訂正し
ておく。

令和7年度

避難訓練年間計画

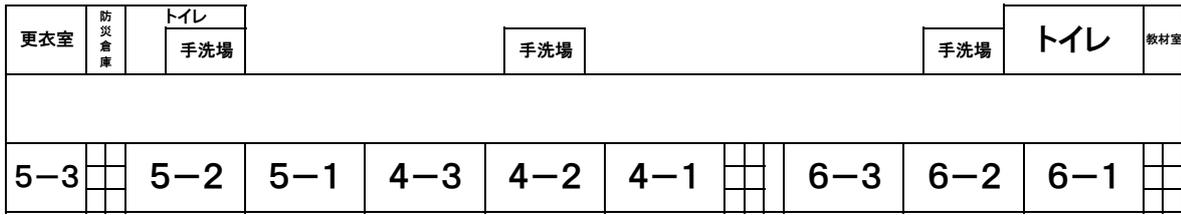
生活指導部

実施日	指導内容	想定災害
4月15日(火) 12:00~12:15	地震に対する避難の基本行動	地震
5月31日(土) 13:30~14:10	引き取り訓練 児童を保護者(引き取り人)に引き渡す	授業中 地震発生
6月16日(月) 13:30~14:05	集団下校での基本行動	風水害
7月10日(木) 11:10~11:25	火災時における避難の基本行動	火災
9月12日(金) 13:10~13:25	休み時間の避難の基本行動	火災 昼休み
10月9日(木) 9:55~10:15	不審者侵入に対する避難の基本行動	不審者
11月12日(水) 10:00~10:15	津波による二次避難の基本行動	地震 津波
12月9日(火) 13:30~13:45	地震の際の身の守り方 起震車体験(4学年)	地震
1月15日(木)	予告なし避難	予告なし
2月13日(金)	予告なし避難	予告なし
3月11日(水)	予告なし避難	予告なし

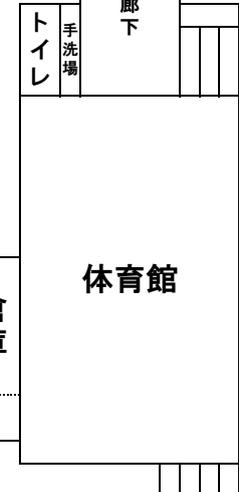
①地震 ②火災 ③引き取り ④集団下校 ⑤2次避難 ⑥休み時間 ⑦不審者 ⑧予告なし

令和7年度 学校平面図

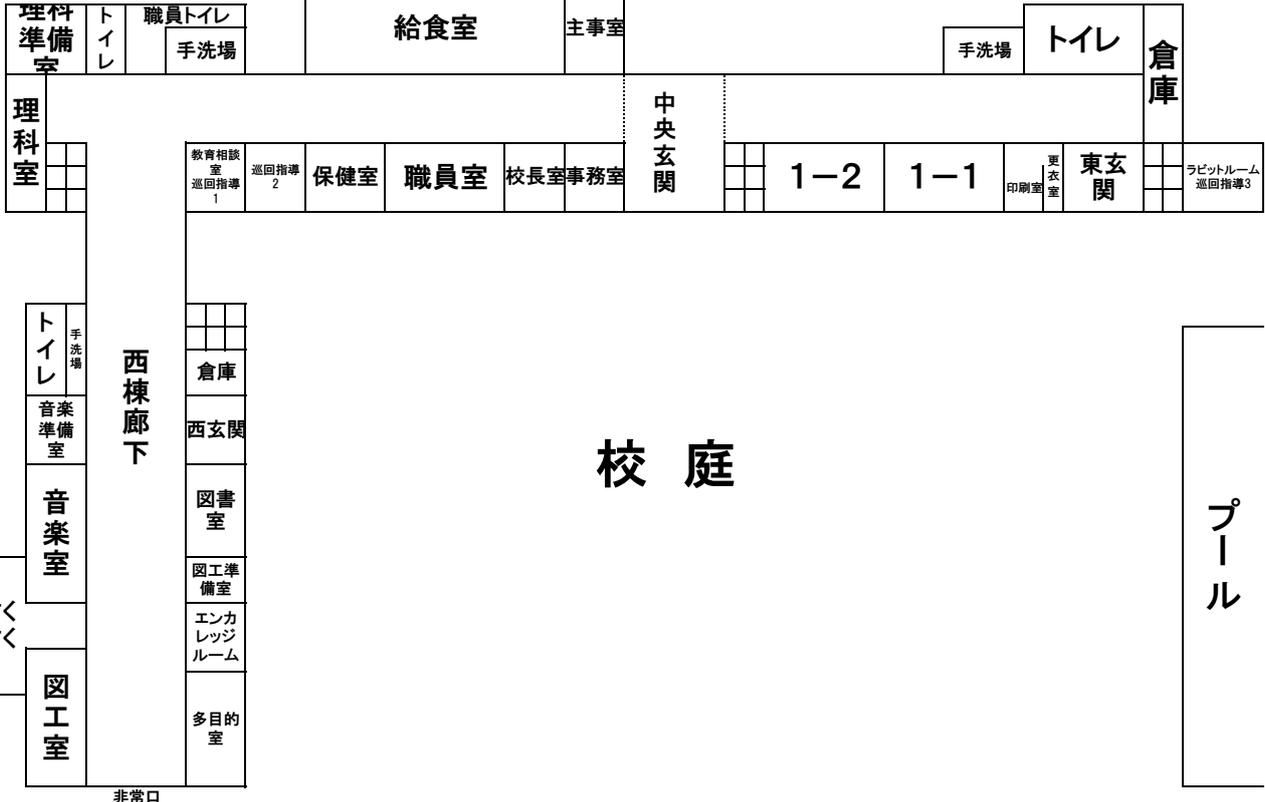
3階



2階



1階

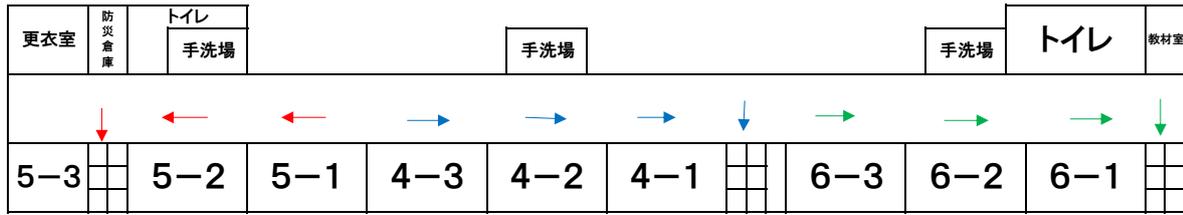


校庭

プール

令和7年度 災害避難経路

3階

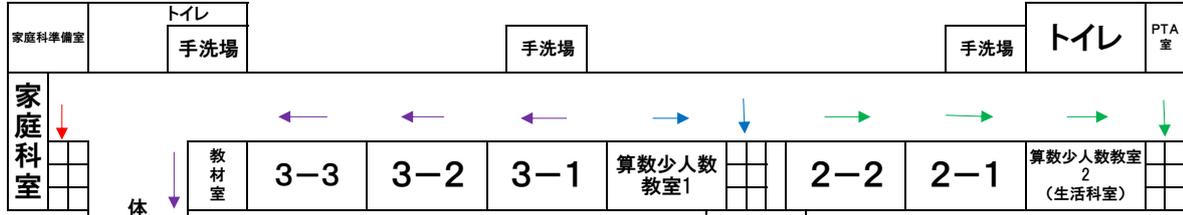


西玄関から校庭へ

中央玄関から校庭へ

東玄関から校庭へ

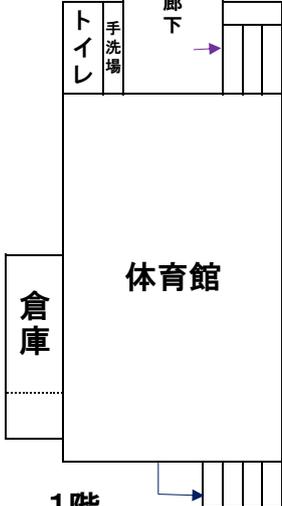
2階



西玄関から校庭へ

中央玄関から校庭へ

東玄関から校庭へ



1階



中央玄関から校庭へ

東玄関から校庭へ

西玄関から校庭へ

校庭

プール

